

改訂版第3章要求事項骨子(案)

No.	現行版第3章要求事項		第3章要求事項の改訂骨子案	審議事項： ● 確認事項： ○	論点・特記事項	対応(案)
	項目	内容				
1.	取組の対象 組織・活動の 明確化	組織は、全組織・全活動（事業活動及び製品・サービス）を対象としてエコアクション21に取り組み、環境経営システムを構築、運用、維持する。認証・登録にあたっては、対象とする組織及び活動を明確にする。	<ul style="list-style-type: none"> 組織は、原則として全組織・全活動（事業活動及び製品・サービス）を対象としてEA21に取り組み、環境経営システムを構築・運用・維持 認証・登録では、対象組織及び活動を明確化 対象組織の本業に係る活動は対象に含む 	●	<ul style="list-style-type: none"> 「原則として」の範囲を解説で示す。 	<ul style="list-style-type: none"> ISO14001では組織を適用範囲としている。エコアクション21における適用範囲は今後検討。
2.	代表者による 経営における 課題とチャン スの明確化		<ul style="list-style-type: none"> 代表者（経営者）は経営における課題とチャンスを整理し、明確にする。整理と明確化には以下の事項を考慮する。 「企業理念」、「事業方針」、「事業内容」、「事業をとりまく状況」、「事業と環境との関わり」 	●	<ul style="list-style-type: none"> 代表者に対する要求事項とする。 環境経営を実現するため、経営における課題とチャンスを明確にする。 課題とチャンスは環境経営方針、環境目標に反映させる。 	—

凡例：

AAA: 新規で追加した項目

AAA: 平成27年度作業部会の議論での主要な改訂部分

改訂版第 3 章要求事項骨子(案)

3.	<p>環境経営方針の策定</p>	<p>代表者（経営者）は、環境経営に関する方針（環境方針）を定め、誓約する。環境方針は、次の内容を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織の事業活動に見合ったものとする ・環境への取組の基本的方向を明示する ・組織に適用される環境に関する法規等遵守を誓約する <p>環境方針には、制定日（または改定日）を記載し、代表者が署名する。 環境方針は、全ての従業員に周知する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・代表者は経営における課題とチャンス を踏まえた環境経営方針を定め、誓約する。 ・環境方針は、次の内容を満たす。 > 事業 業活動に見合っている > 本業に基づく重点分野の特定・基本的方向の明示 > 適用される環境関連法規等遵守の誓約 ・環境方針への代表者の署名 ・全従業員（臨時雇用含む）への周知 	<p>●</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・経営における課題とチャンス を踏まえた環境方針 ・事業活動に見合っている、環境関連法規等遵守の誓約を残す ・アルバイトを臨時雇用に変更。又は解説に入れ要求事項からは削除 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境経営とは何かを第 1 章に記載
4.	<p>環境関連法規等の取りまとめ</p>	<p>事業を行うにあたって順守しなければならない環境関連法規及びその他の環境関連要求事項を整理し、一覧表等に取りまとめる。環境関連法規等は常に最新のものとなるよう管理する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境関連法規の整理 ・その他環境関連要求事項の整理 ・ 年次見直し、常に最新版となるよう管理 ・ 環境関連法規等を満たすための組織の取組→アクションを明確にし、一覧表等に整理 	<p>●</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・最新版であるならば年次見直し不要 ・取組とアクションの違い不明。 ・EA21 で扱う環境関連法規を①適用すべき法規、②事業者の判断で適用する法規、③適用外の法規として区分。 ・一覧表等での整理を残す 	<ul style="list-style-type: none"> ・「主要な環境関連法規」に①、②の環境関連法規を明示する。②の例として、労働安全衛生法、消防法、毒劇法、ビル管理法、化審法がある。

凡例：

AAA：新規で追加した項目

AAA：平成 27 年度作業部会の議論での主要な改訂部分

改訂版第 3 章要求事項骨子(案)

<p>5.</p>	<p>環境への負荷と環境への取組状況の把握及び評価</p>	<p>対象範囲における事業活動に伴う環境負荷を「環境への負荷の自己チェックの手引き」をもとに把握し、その結果を踏まえ、事業活動の中で環境に大きな影響を与えている環境負荷及びそのもとになる活動を特定する。</p> <p>環境負荷のうち、二酸化炭素排出量、廃棄物排出量、総排水量（あるいは水使用量）、化学物質使用量（化学物質を取り扱う事業者）は必ず把握する。事業活動における環境への取組状況を「環境への取組の自己チェックの手引き」をもとに把握する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「環境への負荷の自己チェックの手引き」をもとに環境負荷の把握・環境に大きな影響を与えている負荷及び原因となる活動を特定する。 ・以下の項目は、必ず把握 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 二酸化炭素排出量 ➢ 廃棄物排出量 ➢ 水使用量 (環境負荷が軽微又は管理が困難な事業者は除く) ➢ 化学物質名使用量(化学物質を取り扱う事業者) ・初回は、「環境への取組の自己チェック」を実施する。 <p>-----</p> <p>(要求事項外だが新規/追加情報)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コストの把握もあわせて実施 ・事業活動で水を使用しない事業者の場合でも「水使用におけるムダの削減努力」を明記 	<p>●</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・化学物質は化学法が適用される事業者は量を把握している。 ・初回の場合「環境への取組の自己チェック」を残す 	<ul style="list-style-type: none"> ・別表 1 及び別表 2「自己チェックの手引き」を段階的取組に基づき項目を整理 ・「自己チェックの手引き」にコストの項目も追加
	<p>経営に資する環境への取組の有効性の評価</p>	<p>△</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・審査人の支援のもと、EA21 に基づく環境経営の取組内容/活動の本業における有効性を整理・評価 	<p>●</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・要求事項は、事業者に向けた事項であることを鑑み、要求事項からは「審査人の支援のもと」という文言を除く。当該点は、要求事項の解説及び審査に係る文書にて明示。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該要求事項を、「代表者による経営における課題とチャンス」の明確化」に変更し 2 に移動する。

凡例：

AAA: 新規で追加した項目

AAA: 平成 27 年度作業部会の議論での主要な改訂部分

改訂版第 3 章要求事項骨子(案)

<p>6.</p>	<p>環境目標及び環境活動計画の策定</p>	<p>環境方針、環境負荷及び環境への取組状況の把握・評価結果を踏まえて、具体的な環境目標及び環境活動計画を策定する。 環境目標は、可能な限り数値化し、二酸化炭素排出量削減、廃棄物排出量削減、総排水量削減、化学物質使用量削減、グリーン購入、自らが生産・販売・提供する製品及びサービスに関する項目について、中長期の目標と単年度の目標を策定する。 環境活動計画においては、環境目標を達成するための具体的な手段、日程及び計画の責任者を定める。 環境目標と環境活動計画は、関係する従業員に周知する。</p>	<p>要求事項 2～35（経営における課題とチャレンス、環境経営方針、環境関連法規等、環境への負荷と環境への取組状況）を踏まえた具体的な環境経営目標及び環境活動経営計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> 可能な限り数値化された環境経営目標の設定 特定の項目*に係る単年度及び中長期（3～5年程度）目標の設定 目標達成のための環境活動 <p>*「二酸化炭素排出量削減」、「廃棄物排出量削減」、「水使用量削減」、「化学物質使用量管理・削減」、「自らが生産・販売・提供する製品及びサービス」（グリーン購入及び生物多様性への取組は、推奨事項とする）</p> <p>計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境活動計画には目標達成のための具体的手段、日程及び計画責任者の決定 環境経営目標及び環境活動計画の従業員への周知 環境経営目標及び環境活動計画の年次及び事業における大きな変更時の見直し 	<p>●</p>	<ul style="list-style-type: none"> 環境目標設定に考慮するのは2～5とする。 環境経営計画を環境活動計画（従来の用語）に戻す。 単年度の目標設定をすれば年次の設定は明らか。削除 	<p>-</p>
<p>7.</p>	<p>実施体制の構築</p>	<p>エコアクション2.1 環境経営システムを構築、運用、維持し、環境への取組を実施するために効果的な実施体制を構築する。 実施体制においては、各自の役割、責任及び権限を定め、全従業員に周知する。</p>	<p>代表者による:</p> <ul style="list-style-type: none"> EA21 環境経営システムを構築、運用、維持、環境への取組を実施するための効果的な実施体制の構築 実施体制における役割、責任及び権限の定義及び周知 組織の代表者による経営資源（人・モノ・カネ）の用意 	<p>○</p>	<ul style="list-style-type: none"> 実施体制全体の責任は代表者であることを明示 解説部分にて、管理責任者の記述を削除 経営資源に情報を追加 経営資源の内容は（人材・物・資金・情報等）解説で記述 	<p>-</p>

凡例：

AAA：新規で追加した項目

AAA：平成 27 年度作業部会の議論での主要な改訂部分

改訂版第3章要求事項骨子(案)

8.	教育・訓練の実施	エコアクション21の取組を適切に実行するため、必要な教育・訓練を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> EA21の取組の適切な実行を目的とした一般的な教育・訓練の実施(全従業員) 環境に関する特定の業務がある場合の教育・訓練の実施(特定の業務に係る従業員) 環境に関する特定業務変更時等の教育・訓練の実施 	○	<ul style="list-style-type: none"> 「特定業務」を現行解説にある「特定の業務」とする。 「変更時の対応」は、どの要求でも必要。解説にて記述 	-
9.	環境コミュニケーションの実施	組織内において、エコアクション21に関する内部コミュニケーションを行う。 外部からの環境に関する苦情や要望を受け付け、必要な対応を行い、その結果を記録する。 環境活動レポートを定期的に作成し、公表する。	<ul style="list-style-type: none"> 組織内において、EA21に関する内部コミュニケーションの実施 外部からの環境に関する苦情や要望を受け付け、必要な対応の実施、結果の記録、再発防止の取組 環境活動レポートの年次での作成及び公表 	○	<ul style="list-style-type: none"> 組織内とあり内部が重なっているため削除 	-
10.	実施及び運用	環境方針、環境目標及び環境活動計画を達成するために必要な取組を実施する。 環境方針、環境目標を達成するため、必要に応じて、実施にあたっての手順等を定め、文書化し、運用する。	<ul style="list-style-type: none"> 環境経営方針、環境経営目標、環境経営活動計画の達成及び環境関連法規等遵守のための必要な取組の実施 環境経営方針、環境経営目標を達成するための手順の策定、運用 	○	<ul style="list-style-type: none"> 環境関連法規等の遵守の実行を明記 	-
11.	環境上の緊急事態への準備及び対応	環境上の事故及び緊急事態を想定し、その対応策を定め、定期的に試行するとともに訓練を実施する。 事故や緊急事態の発生後及び試行の実施後に、対応策の有効性を検証し、必要に応じて改訂する。	<ul style="list-style-type: none"> 環境上の事故、緊急事態の想定、対応策の規定及び訓練の実施 事故や緊急事態の発生後及び試行の実施後に、対応策の有効性を検証、必要に応じて改訂 	○	-	-
12.	環境関連文書及び記録	エコアクション21の取組を実施するために必要な文書を作成し、適切に管理する。 エコアクション21で必要な取組の記録を作成し、適切に管理する。	<ul style="list-style-type: none"> タイトルを「環境関連文書及び記録の作成・管理」→「環境関連文書及び記録の作成・管理」に変更 EA21の取組実施のための(紙/電子)文書の作成及び管理 取組の記録の作成及び管理 	○	<ul style="list-style-type: none"> 推奨事項の例より「マニュアル」を外す 	-

凡例:

AAA: 新規で追加した項目

AAA: 平成27年度作業部会の議論での主要な改訂部分

改訂版第 3 章要求事項骨子(案)

13.	取組状況の確認並びに問題の是正及び予防	環境目標の達成状況、環境活動計画の実施状況及び環境経営システムの運用状況を、定期的に確認及び評価する。 環境関連法規等の遵守状況を定期的に確認及び評価する。 環境目標の達成、環境活動計画の実施及び環境経営システムの運用状況並びに環境関連法規等の遵守状況に問題がある場合は是正処置を行い、必要に応じて予防処置を実施する。	取組状況の確認、その取組結果の評価。問題が特定された場合の原因分析、是正及び予防 取組状況として以下を適切な頻度で確認・評価する。必要に応じて問題点の是正処置、予防処置を実施 ・ 環境経営目標の達成状況 ・ 環境活動経営計画の実施状況 ・ 環境経営システムの運用状況 ・ 環境関連法規等の遵守状況 ・ 対象とすべき環境負荷及び活動状況	●	・ 日常管理の確認・評価と必要に応じて実施する是正処置、予防処置を明確化	・ 是正処置、予防処置の内容は解説で示す。
14.	代表者による全体の評価と見直し・指示	代表者（経営者）は、定期的にエコアクション 2.1 全体の取組状況の評価し、全般的な見直しを実施し、必要な指示を行う。	・ 代表者は、定期的に EA21 に基づく環境経営全体の取組状況及びその有効性（効果）を評価、全般的な見直しを実施 ・ 評価結果に基づき、必要な指示を出す	○	・ 有効性が解りにくい。効果とする。	-

凡例：

AAA: 新規で追加した項目

AAA: 平成 27 年度作業部会の議論での主要な改訂部分